



2022年12月9日

各 位

会社名 日立金属株式会社
代表者名 執行役会長 兼 執行役社長
西山 光秋
(コード番号 5486 東証プライム市場)
問合わせ先 コミュニケーション部長 坪内 泉
(TEL. 050-3664-9519)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年11月21日付プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2022年11月21日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2022年12月28日まで整理銘柄に指定された後、2022年12月29日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率
当社株式 57,055,299 株を 1 株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
427,546,776 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
427,546,783 株
(注) 当社は、2022 年 11 月 21 日開催及び 11 月 30 日開催の取締役会において、2022 年 12 月 30 日付で、当社自己株式 1,357,569 株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
7 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
28 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
本株式併合により、株式会社 BCJ-52（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。
本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式（以下「端数相当株式」といいます。）を売却し、その売却によって得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。
当該売却において、本株式併合が当社を公開買付者の完全子会社化することを目的とした取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では、公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることから、当社は、会社法第 235 条第 2 項が準用する同法第 234 条第 2 項に基づき、裁判所の許可を得た上で、端数相当株式を公開買付者に売却することを予定しております。
この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が 2022 年 9 月 27 日から同年 10 月 25 日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける買付

け等の価格と同額である 2,181 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2022 年 11 月 21 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 28 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 7 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げ等を行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2023 年 1 月 4 日にその効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2022 年 12 月 9 日
② 整理銘柄指定日	2022 年 12 月 9 日（予定）
③ 当社株式の売買最終日	2022 年 12 月 28 日（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2022 年 12 月 29 日（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2023 年 1 月 4 日（予定）

以 上